**環境衛生自主点検表　（令和６年度）**

**３　環境衛生関係**　（給食施設に限らず、施設全体について、適・不適等をチェック☑してください。）

なお、病院、介護医療院及び老人保健施設は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象外ですが、該当する設備等がある場合は、その管理についてお答えください。

|  |  |
| --- | --- |
| 記入者（職／氏名） | 役職　　 　　　　　　　氏名 |
| TEL／ＦＡＸ | ＴＥＬ　　 　　 　　　　ＦＡＸ |

※　各規程の略称は次のとおり

「規則」…　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」

「空調技術基準」…　「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」（H15厚告119）

「要領」…　「建築物環境衛生維持管理要領」（H26.3.31健発0331第30）

「レジ指針」…　「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（H15厚告264）

「市受水槽要綱」…「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」

※　自主点検結果については、必ず施設管理者等が情報を共有し、対応策を検討してください。

※　その他建築物の衛生的環境の維持管理に当たって参考となる事項については、「特定建築物の衛生環境管理基準」をご参照下さい。（http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/hygiene/environment/H30buildingeisekijun.pdf）

[1]空気調和設備等の管理 →①～③は「規則」3条の18、④は「レジ指針」第五・三・4

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①　冷却塔 | | □有り（□開放型、　□密閉型）　　／　□冷却塔無し（②へ） | | | |
|  | 管理項目 | 措置内容 | 措置回数 | 管理状況等 | |
| 冷却塔  冷却水 | 汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃及び換水等を行っている。 | 使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回  （使用しない期間を除く） | □はい | □いいえ |
| 冷却塔、冷却水の水管を清掃している。 | 1年以内ごとに1回 | □はい | □いいえ |
| ②　空気調和設備  □有り  □無し（③へ） | | 設備内に設けられた排水受けの  汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じて清掃等を行行っている。 | 使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内ごとに1回  （使用しない期間を除く） | □はい | □いいえ |
| ③　加湿装置  □有り  □無し（④へ） | | 汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃等を行っている。 | 使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内ごとに1回  （使用しない期間を除く） | □はい | □いいえ |
| 清掃している。 | 1年以内ごとに1回 | □はい | □いいえ |
| ④　家庭用加湿器  □有り  □無し（[2-1]へ） | | タンクの水を毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃している。 | 毎日 | □はい | □いいえ |

[2‐1]飲料水・貯水槽（受水槽、高置水槽等）の管理 （注）給湯水・貯湯槽は[2-2]に記載

※この項は、水道直結の直圧給水を除く。

※飲料水とは「人の飲用、炊事用、浴用、その他人の生活用（手洗い、給湯水、シャワー水等）に供する水」を指す。なお、これらのうち、給湯水については次号[2-2]に別掲。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | ・貯水槽の有無　；　　□ 有　・　□ 無（ [2-2]へ ）  ・貯水槽の容量　；　　①　　　　　　　㎥，　　　②　　　　　　　㎥，　　③　　　　　　　　㎥  ・管理責任者（職・氏名）　　；　[　　　　　　　　　・　　 　　　　　　] | | | |
| ② | ７日以内に１回、給水栓の末端で遊離残留塩素の含有率を測定し、0.1ppm以上であることを確認している。 →「規則」4条1項1号･7号  又は、同一給水系統の給食施設内の給水栓での確認状況を情報共有している。 | □残留塩素確認  □給食施設と情報共有  □いずれもしていない | | |
| ③ | 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行っている。  →水道法34条の2・1項、市受水槽要綱4条  清掃委託先；　　　　　　　　　　　　　　　　　　、　実施日；　　　　　年　　　　月　　　　日 | □適 | □不適 |  |
| ④ | 受水槽水道の管理状況について、登録検査機関による定期検査を1年以内に受けている。 →水道法34条の2・2項、市受水槽要綱5条  検査機関名；　　　　　　　　　　　　　　　　　　、　実施日；　　　　　年　　　　月　　　　日 | □適 | □不適 |  |
| ⑤ | ④の定期検査で指摘を受けた事項については、これを改善している。 | □適 | □不適 |  |

[2-2]給湯水・貯湯槽の管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | （給湯水の供給方法について、該当する事項全てに☑してください）  □中央式・貯湯槽有り（②へ） □中央式・貯湯槽無し（②へ）  □局所（個別）式・貯湯槽有り（③へ） □局所（個別）式・貯湯槽無し（[3]へ） | | |
| ② | 【中央式給湯設備の場合】　貯湯槽で60℃以上、末端の給湯栓で常時55℃以上を保っている。（保持されていない場合、７日以内に１回、給湯栓の末端で遊離残留塩素の含有率を測定し、0.1ppm以上であることを確認している。）  　　→「レジ指針」第四・二、「要領」第2･2(1)、第2・6(1)、「規則」4条1項1号 | □はい | □いいえ | |
| ③ | 貯湯槽について、１年以内に１回清掃を行っている。  →「レジ指針」第四・三、「空調技術基準」第二・一、「規則」4条1項7号 | □はい | □いいえ | |

[3]井水等の使用状況

市水・専用水道水以外で、井戸水、特設水道、雨水、河川水、工業用水等の使用状況について、該当する事項に☑してください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 用途・使用状況 | （参考）　使用している場合に必要な措置 | | |
| ① | □冷却塔及び加湿装置に供給する水  （□使用していない） | ・水道法第４条に規定する水質基準に適合している。　　　　　　　　　　　→規則3条の18第1号 | □  はい | □  いいえ |
| ② | □飲料水  （□使用していない） | ・水道法第４条に規定する水質基準に係る  水質検査を実施し、適合している。  ・遊離残留塩素の検査　等  →規則4条1項4号 | □  はい | □  いいえ |
| ③ | □散水　　□修景施設  □清掃　　□水洗便所  　　　　　（□使用していない） | ・定期の水質検査、雑用水槽の点検・清掃等  を実施している。→「規則」4条の2・1項、  「空調技術基準」第三、「要領」第3 | □  はい | □  いいえ |

水質検査に係る基準値、検査頻度については、「特定建築物の衛生環境管理基準」をご参照下さい。

http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/hygiene/environment/H30buildingeisekijun.pdf

[4]浴槽水・循環式浴槽の衛生管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 患者が共同で利用する浴槽を設置している。  複数人が共同で利用できる浴槽の有無　；　　□有　　・　□無（[5]へ） | | |
| ② | 浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を実施している。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　｢レジ指針｣第二・三・1  （毎日完全換水型年１回以上、　連日使用型（循環式等）１年2回以上）。  ・　検査頻度　；　　　　　回／年　　→　直近検査日　；　　　　　年　　　　月　　　日 | | |
| ③ | ・循環式浴槽・装置の有無　；　□有　・　□無（⑨へ）　　・浴槽に気泡発生装置等の有無　；　□有　・　□無  ・循環式浴槽の容量　　　； ①　　　　　　　㎥，　　②　　　　　　　㎥，　　　③　　　　　　　㎥  ・管理責任者（職・氏名） ；　[ 　　　　　　　　　　 　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ]  ・１日の平均入浴者数　 ；　　　　　　　人 | | |
| ④ | 浴槽水は、毎日、完全に換水している、又はこれにより難い場合でも、少なくとも１週間に１回以上完全に換えている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　｢レジ指針｣第二・三・2 | □はい | □いいえ |
| ⑤ | 循環ろ過装置は１週間に１回以上逆洗浄・消毒を実施している。　｢レジ指針｣第二・三・3 | □はい | □いいえ |
| ⑥ | 浴槽水の残留塩素濃度を頻繁に測定し、0.2～0.4mg/ℓ程度に保っている。  ・　次亜塩素酸ナトリウム等の注入頻度 ；　　　　回／日　、　□　自動、　□　手動  ・　注入箇所　；□　循環ろ過装置の手前　□　循環ろ過装置の通過後　□　浴槽  ・　残留塩素濃度の測定頻度　；　　　　　　回／日　　　　　　　　　｢レジ指針｣第二・三・5 | □はい | □いいえ |
| ⑦ | 打たせ湯やシャワーには、循環している浴槽水を用いていない。　｢レジ指針｣第二・二・7 | □はい | □いいえ |
| ⑧ | 【浴槽に気泡発生装置などエアロゾルを発生させる設備がある場合】  毎日、完全に換えることなく使用している浴槽水を当該設備に使用していない。  ｢レジ指針｣第二・三・2 | □はい | □いいえ |
| ⑨ | 上記の管理状況の記録を作成し、3年間保存している。 | □はい | □いいえ |

※レジオネラ症防止対策については、厚生労働省策定の「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」も適宜ご参照下さい。

[5]自主点検で「不適」と判断した点検項目への対応策　（別紙可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目番号 | 不適又はいいえとした内容 | 対応策 |
|  |  |  |

[6]昨年度の立入検査で、指摘・指導又は口頭指導を受けた事項の改善状況　（別紙可）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 昨年度の立入検査で指摘等を受けた事項について、全て改善等行いましたか。 | | □適 | □不適 |  |
| ② | （昨年の指摘等） | （改善等の状況） | | | |

[7]「受水槽水道設置届」の届出事項の変更の有無

以下の事項に変更があれば、「変更届」を衛生監視事務所に提出ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 設置者（住所、氏名の変更を含む。） | 変更　□有 （ 届出　□済　　□未 ） | □無 |  |
| ② | 管理者（住所、氏名の変更を含む。） | 変更　□有 （ 届出　□済　　□未 ） | □無 |  |
| ③ | 使用の休止、再開又は**廃止** | □有 （ 届出　□済　　□未 ） | □無 |  |